上小阿仁村簡易水道事業　経営戦略

団　　体　　名 ： 秋田県上小阿仁村

事　　業　　名 ： 簡易水道事業

策　　定　　日 ： 令和7年2月

計　画　期　間 ： 令和7年度～令和16年度

1．事業概要

(1)　事業の現況

①　給　水

供用開始年月日	昭和41年 7月 1日	計画給水人口	2,436 人
法適（全部・財務）・非適の区分	法適（財務）	現在給水人口	1,902 人
		有収水量密度	201.70 千㎥/ha

（令和5年度末現在）

②　施　設

水源	☑表流水　□ダム　□伏流水　☑地下水　□受水　□その他				
施設数	浄水場設置数	4	管路延長	61 千m	
施設能力	配水池設置数	8			
	1,087 ㎥/日		施設利用率	81.7 %	

③　料　金

料金体系の概要・考え方	10㎥までの基本料金と、使用水量に応じた超過料金の合計額で設定している。そのため、基本料金はメーターの口径にかかわらず、使用水量により水道料金が高くなる一般計量制の料金体系となっている。また、メーターの口径により使用料単価を設定し、料金と同時に徴収している。
料金改定年月日 （消費税のみの改定は含まない）	平成26年4月 1日

水道料金（消費税別）

算出基礎	月額料金
基本料金10㎥まで	2,500円
超過1㎥につき	50円

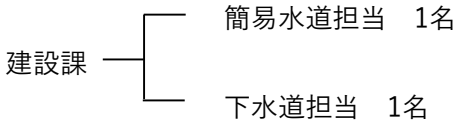
メーター使用料（消費税別）

メーターの口径	料　金
13mm	100円
20mm	140円
25mm	180円
30mm	220円
40mm	300円
50mm	400円
75mm	500円
100mm	600円
150mm	1,000円
200mm	1,500円

④ 組　織

本村の建設課では、下水道事業（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業）と簡易水道事業を所管しており、担当職員は一般行政職員であり、下水道担当１名、簡易水道担当１名で、それぞれ全般にわたり業務を実施している。

＜組織体制＞　（令和6年度）



(2)　これまでの主な経営健全化の取組

【事業統合】

統合計画により、平成25年度から統合事業を進め、簡易水道６地区、小規模水道3地区（内、非公営１地区）の施設統合を実施し、効率化を図っている。

統合事業は平成28年度で事業が完了し、平成29年度から上小阿仁村簡易水道事業として経営が一元化されている（水道認可上は簡易水道４地区）。

【経営健全化】

令和5年4月から、経営・財政状態を的確に把握するため、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用し、財政マネジメントの向上に務めている。

【その他】

令和5年3月に、確実な水道事業の実施のために目指すべき将来像を設定し、それを実現するための方策等をまとめた「上小阿仁村水道ビジョン」を策定し経営の安定化を図っている。策定にあたっては、厚生労働省の「新水道ビジョン」及び「水道事業ビジョン作成の手引き」を踏まえた上で、本村の最上位計画である「上小阿仁村過疎地域持続的発展計画」と整合がとれたものとしている。

(3)　経営比較分析表等を活用した現状分析

(3)-1.経営比較分析表の現状分析

令和4年度決算の「経営比較分析表」を次頁に添付する。

経営比較分析表（令和4年度決算）

秋田県　上小阿仁村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**	
-	該当数値なし	98.25	3,300	

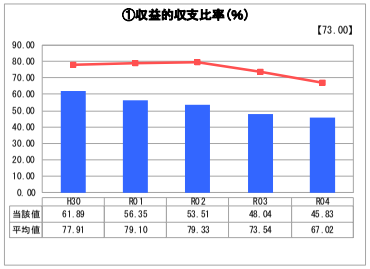
人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
2,029	256.72	7.90
現在給水人口(人)	**給水区域面積(km²)**	**給水人口密度(人/km²)**
1,961	9.98	196.49

グラフ凡例
- ■　当該団体値（当該値）
- ー　類似団体平均値（平均値）
- 【】　令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

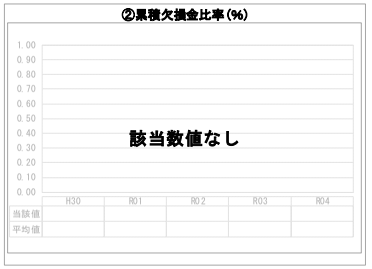
①収益的収支比率(%)

【73.00】



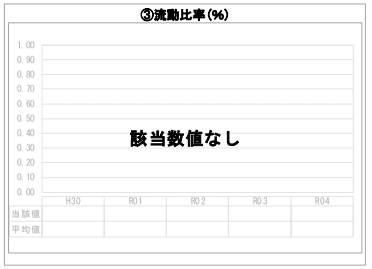
	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	61.89	56.35	53.51	48.04	45.83
平均値	77.91	79.10	79.33	73.54	67.02

②累積欠損金比率(%)



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値					
平均値					

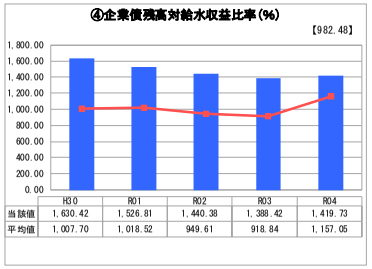
③流動比率(%)



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値					
平均値					

④企業債残高対給水収益比率(%)

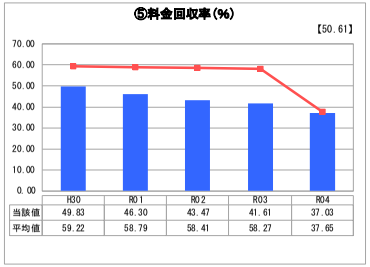
【982.48】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	1,630.42	1,526.81	1,440.38	1,388.42	1,419.73
平均値	1,007.70	1,018.52	949.61	918.84	1,157.05

⑤料金回収率(%)

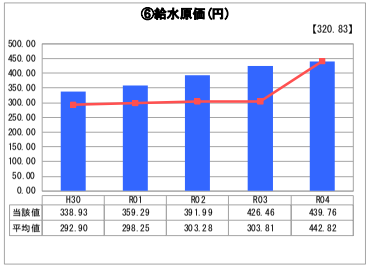
【50.61】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	49.83	46.30	43.47	41.61	37.03
平均値	59.22	58.79	58.41	58.27	37.65

⑥給水原価(円)

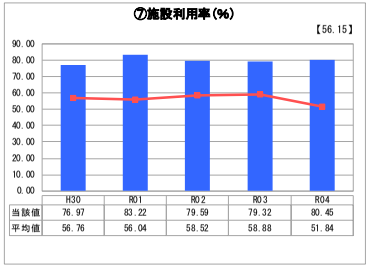
【320.83】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	338.93	359.29	391.99	426.46	439.76
平均値	292.90	298.25	303.28	303.81	442.82

⑦施設利用率(%)

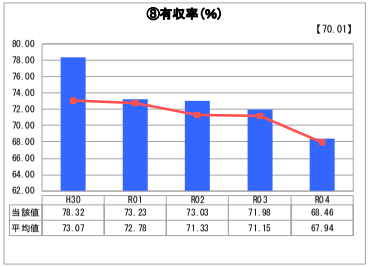
【56.15】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	76.97	83.22	79.59	79.32	80.45
平均値	56.76	56.04	58.52	58.88	51.84

⑧有収率(%)

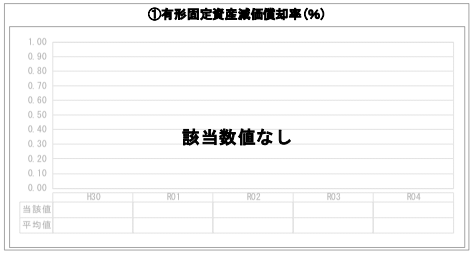
【70.01】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	78.32	73.23	73.03	71.98	68.46
平均値	73.07	72.78	71.33	71.15	67.94

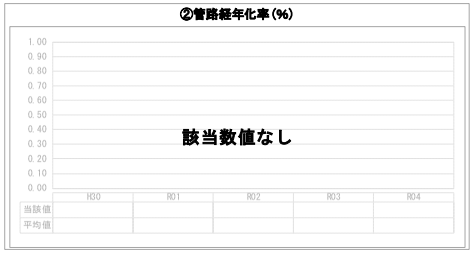
2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値					
平均値					

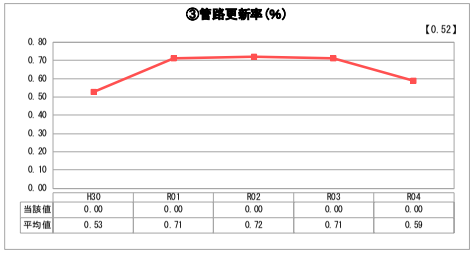
②管路経年化率(%)



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値					
平均値					

③管路更新率(%)

【0.52】



	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.53	0.71	0.72	0.71	0.59

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経営的収支比率ついて、類似団体と比較してみても依然として右肩下がりの状態が続いている。更に今年は豪雨災害の影響と公営企業会計の法適用化により打切り決算となったため、給水収益が低下した。

④企業債残高対給水収益比率については、企業債の償還は徐々に減少してきていたが、令和3年度施工の布設替工事の償還が始まったことにより増加に転じた。

⑤料金回収率については、給水原価が上がり続けていることが原因と考えられる。料金等による収入が約1/3程度となっており依然として厳しい状態にある。経費削減や料金改定の検討等による更なる改善が必要である。

⑥給水原価については、豪雨災害による修繕工事の増加や電力の高騰、更に令和3年度施工の布設替工事の償還が始まったため増加した。

⑦施設利用率については、類似団体を大きく上回り高い数値で推移している。今後は、湧水を水源とする配水場を廃止して、ろ過水の供給に切り替える等施設規模の見直しを行っていく。

⑧豪雨災害や寒波による漏水のため、急激に有収率が低下してしまった。監視装置のチェックや管路の補修により有収率向上に努めたい。

2. 老朽化の状況について

平成12年度～16年度の5年間に集中して水道整備工事を行い、平成25年度～平成28年度にかけて簡易水道事業の統合整備を完了した。今後は「上小阿仁村簡易水道施設更新計画書」に基づき、着実に整備・更新工事を行っていく。

法定耐用年数が短い電気・機械については、耐用年数が経過したものから適宜更新していく。

全体総括

少子高齢化の伴う人口減少により、料金収入の増加が見込めない中でも委託料や修繕費等の維持管理費は少なくなく、歳出の総額は今後もほぼ同額であると考えられることから、引き続き一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない経営が続くと考えられる。

厳しい経営環境の中、確実な水道事業継続のため、より一層経費削減に努めるとともに、今年度策定した水道ビジョンに基づき様々な課題に取り組んでいく。

(3)-2.秋田県内の類似団体との比較分析

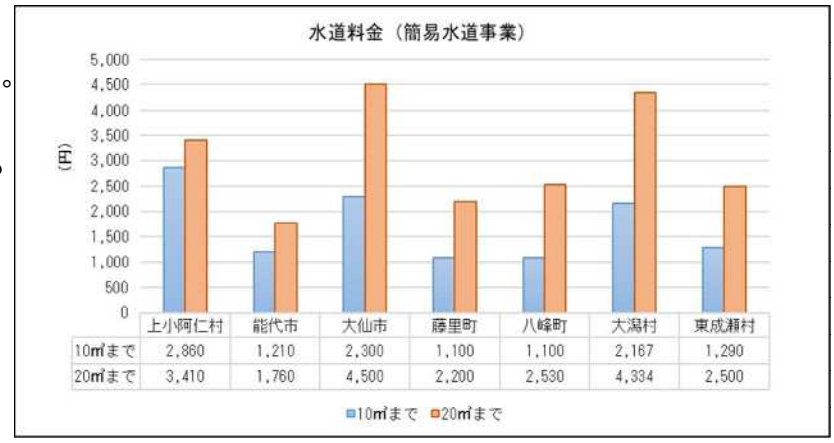
秋田県内における簡易水道事業を経営している団体について、令和5年度実績の値で分析を行った。

①水道料金

※ 水道料金＝基本料金＋超過料金（円）

標準的な口径13mmでの、10㎥までと20㎥までの料金の比較を行った。

本村においては、10㎥までは最も高額な料金、20㎥までは第 3 位であり、上位の料金設定になっているといえる。



	上小阿仁村	能代市	大仙市	藤里町	八峰町	大潟村	東成瀬村
10㎥まで	2,860	1,210	2,300	1,100	1,100	2,167	1,290
20㎥まで	3,410	1,760	4,500	2,200	2,530	4,334	2,500

②料金回収率

※ 料金回収率＝供給単価／給水原価

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。

類似 7団体中 6 位となっており、料金設定では良好な設定であったことから、維持管理費や資本費に課題があるとが考えられる。



	上小阿仁村	能代市	大仙市	藤里町	八峰町	大潟村	東成瀬村
供給単価	170	103	243	110	134	227	138
給水原価	306	163	409	159	280	126	762
料金回収率	56	63	59	69	48	180	18

③施設利用率

※ 施設利用率＝一日平均配水量／一日配水能力

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。類似 7 団体中最高位であり、施設の有効活用が図られていると言える。



	上小阿仁村	能代市	大仙市	藤里町	八峰町	大潟村	東成瀬村
日平均配水量	888	553	7,951	1,375	2,942	1,493	685
配水能力	1,087	917	13,998	2,122	3,933	2,130	1,037
施設利用率	82	60	57	65	75	70	66

④有収率

※ 有収率＝年間総有収水量／年間総配水量

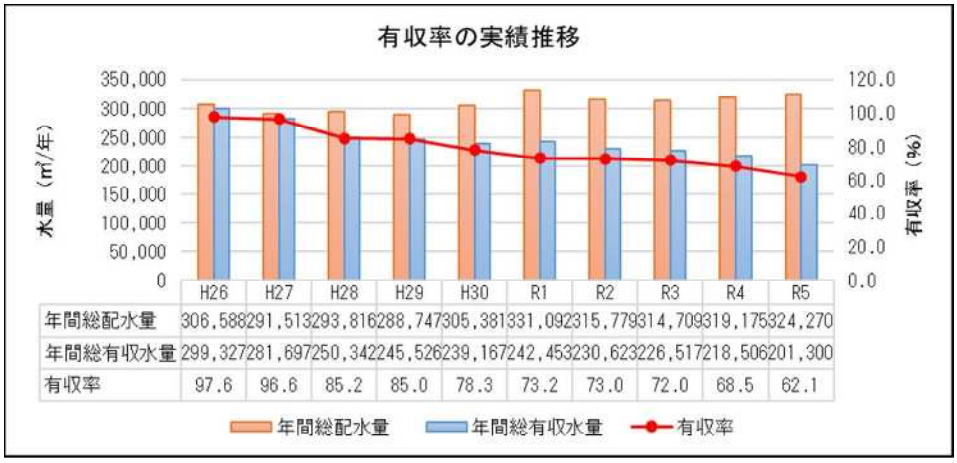
施設の稼動が収益につながっているかを判断する指標である。

類似 7団体中 6 位で、約70%の有収率であることから、漏水等が原因と考えられる。

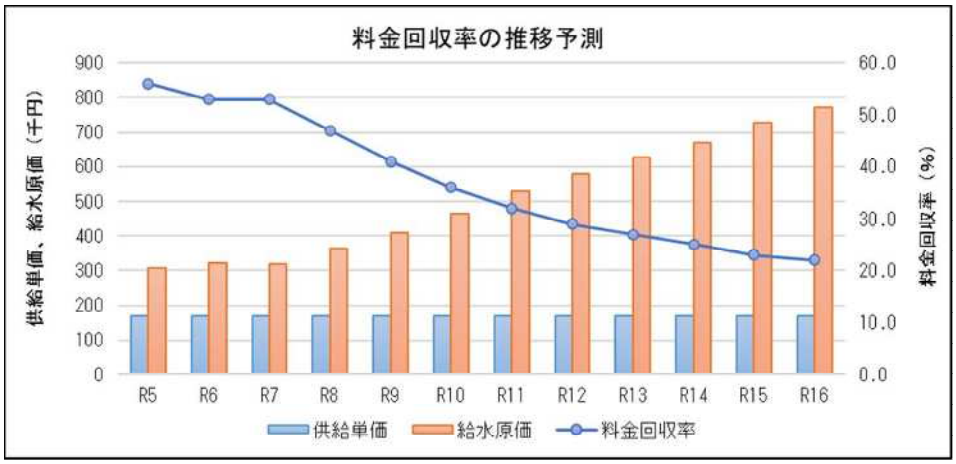


(3)-3.有収率の実績推移と料金回収率の予測

有収率は年々悪化していることから、漏水調査及び計画的な管路の更新等の早急な対策が必要である。



料金回収率は、令和5年度現在でも水道料金で賄えておらず、今後も更に減少傾向となる予測である。



2．将来の事業環境

(1)　給水人口の予測

【行政区域内人口】

国立社会保障・人口問題研究所が公表している、令和2年の国勢調査を基に将来人口を推計した「令和5年推計」を採用し、その値を年度末人口に補正している。

推計の結果、現状（令和5年度）の1,933人から、10年後（令和16年度）には1,378人まで減少すると予想される。

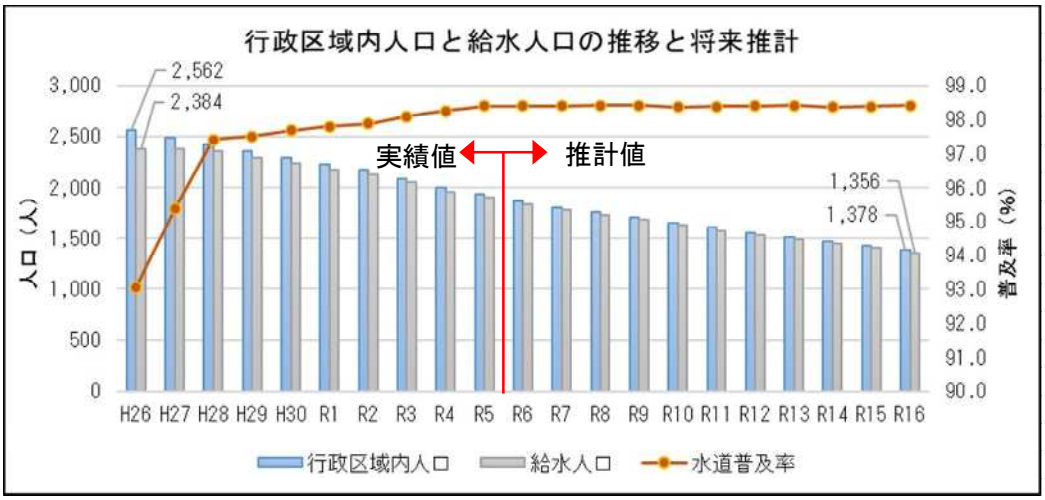
【水道普及率】

実績では98%以上で推移している。今後は水道未普及人口のさらなる解消に努める。

【給水人口】

行政区域内人口に水道普及率を乗じて算出している。

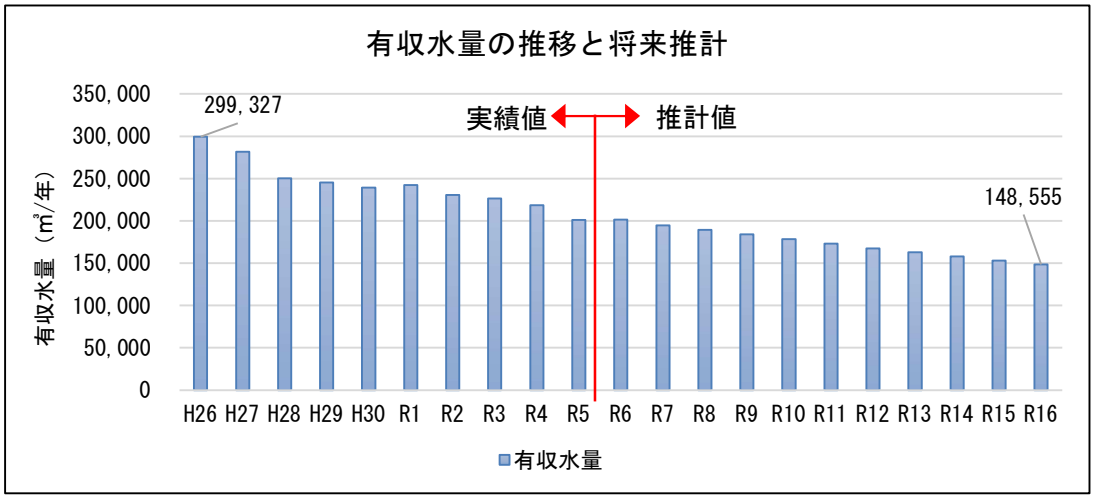
推計の結果、現状（令和5年度）の1,902人から、10年後（令和16年度）には1,356人まで減少すると予想される。



(2)　水需要の予測

【有収水量】

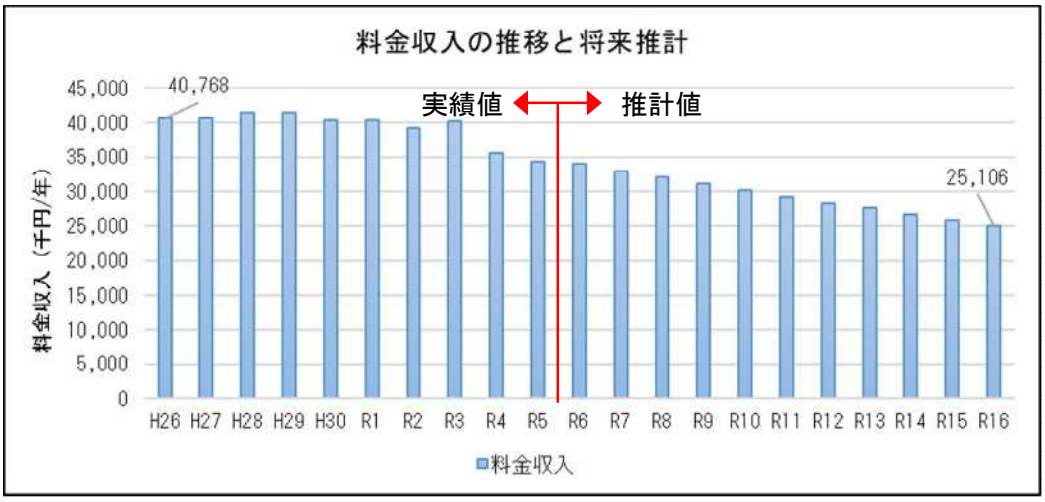
計算式：有収水量推計値＝給水人口×有収水量原単位（直近5年の実績平均値）



(3)　料金収入の見通し

【使用料収入】

計算式：使用料収入推計値＝有収水量×供給単価（直近5年間の実績平均値）



(4)　組織の見通し

全庁的に人員が削減されている中で、2名以上の人員確保は困難である。

ただし、水道事業を運営するにあたっては、幅広く、かつ、専門的な知識及び技術を要するため、その人材育成を進める。

専門的な研修については、水道協会主催の研修会が充実しているため、担当職員を参加させ、専門知識を深める。また、水道技術管理者等の資格取得を推奨する。

３．経営の基本方針

【基本方針】

水道事業の健全な経営を行うため、「上小阿仁村水道ビジョン」（令和5年3月策定）で示している「目指すべき水道の将来像」と「基本目標」を本経営戦略の基本方針とする。

【目指すべき水道の将来像】

「健全な事業運営のもと、安全な水を安定的に供給し、人口減少に適応すべく、施設の再編・改築を着実に進めます。」

【基本目標】

（１）「安全」　安全で快適な水を供給する。

具体的施策

施策1　安全計画の策定及び実行

・水源から給水栓に至る水質管理体制の徹底を図る。

・適切な浄水処理を行い、ろ過水濁度の監視を行う。

施策2　水質検査計画の策定及び実行

・原水の水質変化について、監視を行う。

・給水の水質について、安全確認を行う。

施策3　未普及地域への対応

・水質検査料金補助について、継続する。

・要望があった場合、整備の検討を行う。

（２）「強靭」　いつでも必要な量の水を供給する。

具体的施策

施策1　漏水調査や更新工事による有収率の向上

・漏水調査を行い、漏水箇所の特定や修繕を行うことで、有収率の向上を目指す。

・「上小阿仁村簡易水道施設更新計画書」（平成30年3月策定）に基づき、更新工事を着実に行う。

施策2　災害への備えの充実

・上小阿仁村地域防災計画に基づく、防災訓練の実施。

・日本水道協会東北地方支部内での連携強化に努める。

（３）「持続」　将来世代も水道の恩恵を受けられるよう事業を継続する。

具体的施策

施策1　経営基盤の強化

・毎年、経営比較分析表を作成し、経営の健全性・効率性や施設の老朽化の状況について分析する。

・適切な水道料金のあり方について、随時検討を行う。

施策2　持続可能な施設再編の検討及び管理体制の見直し

・将来の水需要予測に応じた施設配置及び施設容量の検討を行う。

・各種業務について、持続可能な執行体制の検討を行う。

施策3　環境保全への貢献

・施設整備の際は、資源のさらなる有効利用を推進する。

施策4　水道広域化への対応

・将来的な水道広域化に向け、県の動向を注視する。

４．投資・財政計画（収支計画）

(1)　投資・財政計画（収支計画）：　別　紙　の　と　お　り

(2)　投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

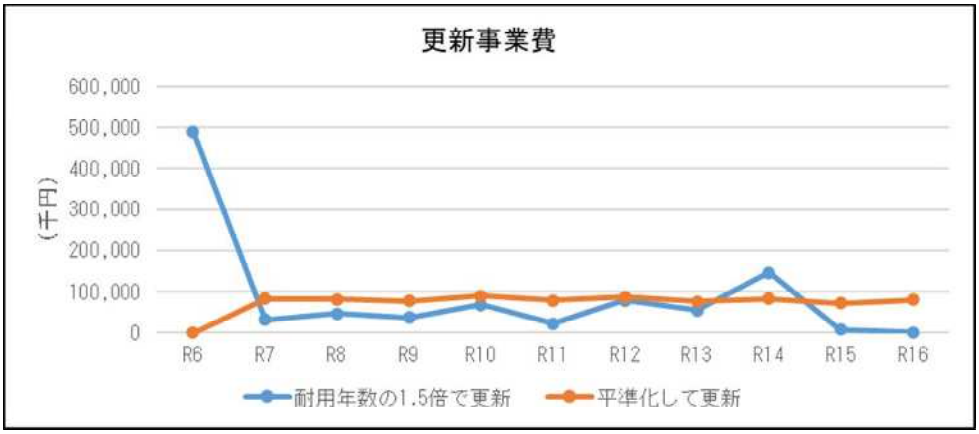
①　収支計画のうち投資についての説明

目　　標	既に法定耐用年数を経過した施設・設備について、平準化して計画的に更新を行っていく。

【老朽化施設更新事業費】

令和 5 年度の法適用に伴い水道施設の固定資産台帳の整備を行った。この固定資産台帳に基づき、個々の施設の残耐用年数を検証したところ、既に法定耐用年数を経過した資産が多くあることが判明した。

この施設を単年度で更新を行った場合には、1年で約5億円の事業費を要することとなり現実的に不可能であることから、重要度を明確にして計画的に今後10年間で平準化し更新を行っていく方針で推計する。



②　収支計画のうち財源についての説明

目　　標	【収益的収支】 人口減少による料金収入の減少と更新した資産の減価償却費の増加により、令和10年以降は純利益がマイナス（赤字）となる見込みである。 本計画では、キャッシュ・フローの資金確保を重視し、繰入金を最小限に適正化しつつ、毎年の決算の状況を分析するとともに料金の見直しについても検討していく。 【資本的収支】 基本的に建設改良費の財源は企業債とする。

【料金収入】

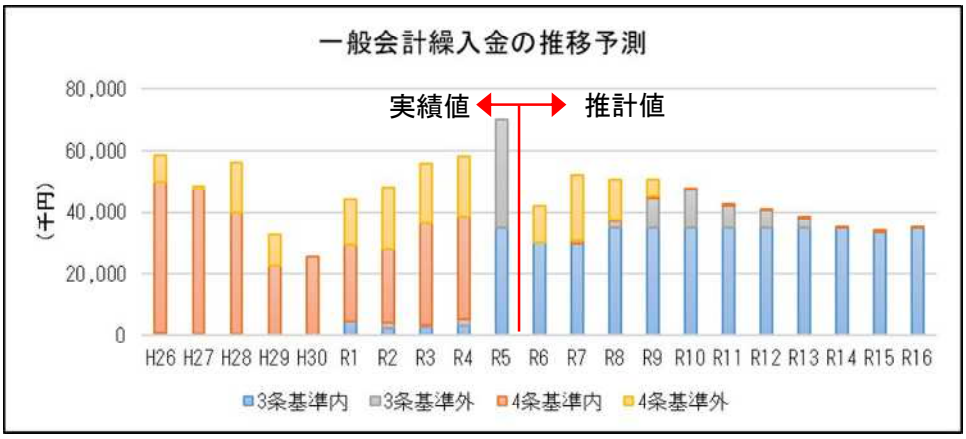
人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所予測（令和5年推計）に基づき給水人口を予測している。

年間料金収入予測＝有収水量の推計値×設定供給単価（過去5年の平均単価）×年間日数

秋田県内の同事業、類似団体の10㎥当り料金単価の比較では7団体中で第1位で、20㎥では7団体中第3位の金額であった。

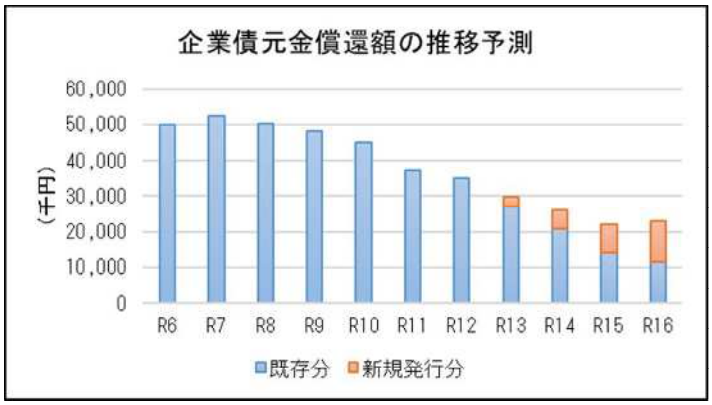
【一般会計】

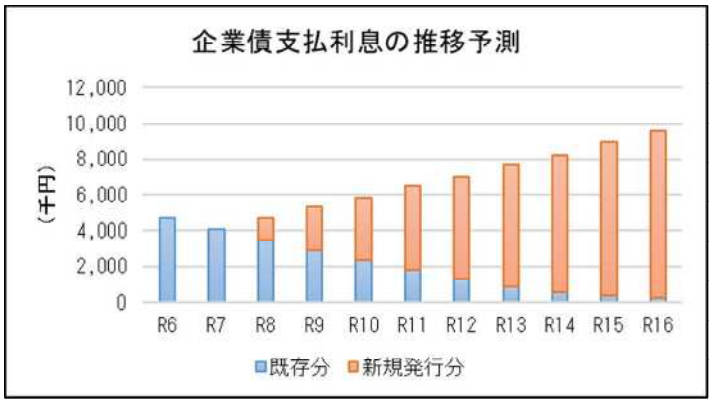
総務省「繰出基準」に基づき、基準内繰入金を算出し、必要に応じて基準外を計上している。

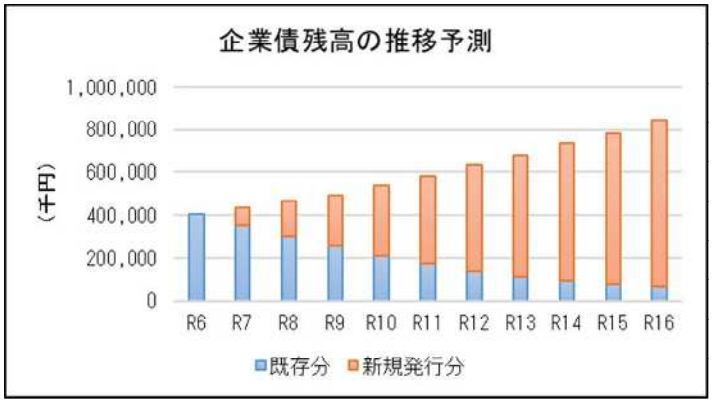


【企業債】

施設の更新事業に充当する財源として、新規借入を予定している。







③　収支計画のうち投資以外についての説明

【職員給与費】

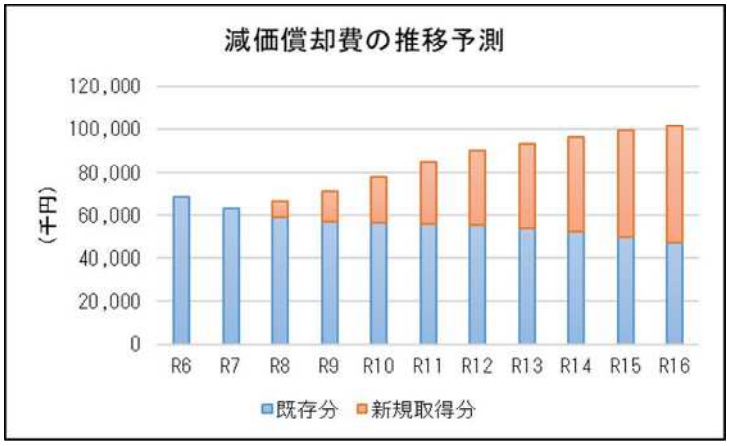
基本給、手当、法定福利費等の合計額であり、直近年（令和6年度の予算値）と同額に設定している。

【維持管理費】

委託料、修繕費、動力費等の維持管理経費は、直近年（令和6年度の予算値）と同額に設定している。

【減価償却費】

既存の固定資産に関わる減価償却費に、更新した資産の減価償却費を加算して計上している。



【長期前受金戻入】

既存の固定資産に関わる長期前受金戻入に、更新した資産の長期前受金戻入を加算して計上している。



(3)　投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①　投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	将来的な広域化や連携の必要性について検討していく。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）	大規模な事業者では、窓口業務や料金関係業務を民間事業者に委託し職員数の削減やコスト縮減などを図っている事例が増えてきたが、小規模な事業者にとってのメリットはほとんどないと想定される。今後は、効率的でより良いサービスの提供が可能となる方法を検討する。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	施設・設備の更新にあたっては、国のアセットマネジメント（資産管理）指針を参考に、法定耐用年数に対して施設、管路ともに1.5倍の経過年数で更新することとし、事業費が集中しないよう平準化を図っている。 施設・設備は、適切な点検や修繕を行うことで、法定耐用年数を経過した後も安定して使用できるよう努める。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	人口減少に伴い水需要も減少していることから、老朽化施設の更新においては、浄水施設や配水池を集約するなど、更なる効率化を検討する。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	現在稼働中の施設が、余剰施設とならないために有効活用を図るとともに、スペックダウンや廃止を含めた検討も行っていく。
その他の取組	組織について、ライフラインの重要性を鑑みて検討するとともに、アウトソージング等についても検討していく。

② 財源についての検討状況等

料　　金	料金については、1.(3)-2で述べたとおり、秋田県内の類似団体の中でも高い設定になっていることから、近々の値上げ等は考えていないが、今後の人口減少や老朽化施設の更新費等の上昇を見据え適正な料金を検討していく。
企　業　債	老朽化した施設の更新が必要であることから、企業債の借入が増えていくことが予想される。 そのため、企業債発行額を適切に管理していく。
繰　入　金	繰出基準に基づく一般会計からの繰入を基本とするが、料金で賄えない部分については、基準外として繰入する。基準外の繰入については、可能な限り減少させる方針で検討する。
資産の有効活用等（*）による収入増加の取組	現時点で予定はないが、今後は必要に応じて検討していく。
その他の取組	

5．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略で掲げた計画を着実に進めるために、毎年度の決算状況を反映しPDCAサイクルにより進捗状況を検証する。 その中で、経営、財政の状況が大幅に変更となった場合は見直しを行う。 また、次期改定は令和11年度までに実施する。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分	年度	令和5年度（決算）	令和6年度（決算見込）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支	収益的収入						
	1．営業収益 (A)	34,374	34,070	32,960	32,035	31,194	30,184
	(1) 料金収入	34,265	34,050	32,940	32,015	31,174	30,164
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他	109	20	20	20	20	20
	2．営業外収益	106,141	73,766	69,077	74,027	80,190	82,575
	(1) 補助金	70,022	30,350	29,660	37,020	44,580	47,230
	他会計補助金	70,022	30,350	29,660	37,020	44,580	47,230
	その他補助金						
	(2) 長期前受金戻入	36,117	43,416	39,417	37,007	35,610	35,345
	(3) その他	2					
	収入計 (C)	140,515	107,836	102,037	106,062	111,384	112,759
	収益的支出						
	1．営業費用	89,993	103,374	97,726	101,146	105,821	112,355
	(1) 職員給与費	7,482	8,558	8,558	8,558	8,558	8,558
	基本給	4,534	4,562	4,562	4,562	4,562	4,562
	退職給付費						
	その他	2,948	3,996	3,996	3,996	3,996	3,996
	(2) 経費	20,783	25,964	25,964	25,964	25,964	25,964
	動力費	6,268	6,268	6,268	6,268	6,268	6,268
	修繕費	1,748	6,217	6,217	6,217	6,217	6,217
	材料費	441	710	710	710	710	710
	その他	12,326	12,769	12,769	12,769	12,769	12,769
	(3) 減価償却費	61,728	68,852	63,204	66,624	71,299	77,833
	2．営業外費用	7,643	4,675	4,063	4,695	5,297	5,829
	(1) 支払利息	5,272	4,675	4,063	4,695	5,297	5,829
	(2) その他	2,371					
	支出計 (D)	97,636	108,049	101,789	105,841	111,118	118,184
	経常損益 (C)−(D) (E)	42,879	△ 213	248	221	266	△ 5,425
特別利益 (F)							
特別損失 (G)		4,611					
特別損益 (F)−(G) (H)		△ 4,611					
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		38,268	△ 213	248	221	266	△ 5,425
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		4,500	4,287	4,535	4,756	5,022	△ 403
流動資産 (J)		16,004	8,263	8,510	8,700	8,976	9,162
うち未収金		7,534	661	681	696	718	733
流動負債 (K)		49,293	50,585	53,146	50,871	48,710	45,708
うち建設改良費分		49,291	49,890	52,451	50,176	48,015	45,013
うち一時借入金							
うち未払金		2	695	695	695	695	695
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×100）		13%	13%	14%	15%	16%	−1%
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)							
営業収益－受託工事収益 (A)−(B) (M)		34,374	34,070	32,960	32,035	31,194	30,184
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)							

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分			年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益	(A)	29,259	28,333	27,607	26,730	25,928	25,126
		(1) 料金収入		29,239	28,313	27,587	26,710	25,908	25,106
		(2) 受託工事収益	(B)						
		(3) その他		20	20	20	20	20	20
		2．営業外収益		76,906	75,095	71,343	67,753	65,022	65,296
		(1) 補助金		41,990	40,650	37,670	34,850	33,350	34,690
		他会計補助金		41,990	40,650	37,670	34,850	33,350	34,690
		その他補助金							
		(2) 長期前受金戻入		34,916	34,445	33,673	32,903	31,672	30,606
		(3) その他							
		収入計	(C)	106,165	103,428	98,950	94,483	90,950	90,422
	収益的支出	1．営業費用		119,848	124,480	127,885	130,736	134,100	135,756
		(1) 職員給与費		8,558	8,558	8,558	8,558	8,558	8,558
		基本給		4,562	4,562	4,562	4,562	4,562	4,562
		退職給付費							
		その他		3,996	3,996	3,996	3,996	3,996	3,996
		(2) 経費		25,964	25,964	25,964	25,964	25,964	25,964
		動力費		6,268	6,268	6,268	6,268	6,268	6,268
		修繕費		6,217	6,217	6,217	6,217	6,217	6,217
		材料費		710	710	710	710	710	710
		その他		12,769	12,769	12,769	12,769	12,769	12,769
		(3) 減価償却費		85,326	89,958	93,363	96,214	99,578	101,234
		2．営業外費用		6,508	7,019	7,671	8,236	8,988	9,596
		(1) 支払利息		6,508	7,019	7,671	8,236	8,988	9,596
		(2) その他							
		支出計	(D)	126,356	131,499	135,556	138,972	143,088	145,352
	経常損益		(C)-(D) (E)	△ 20,191	△ 28,071	△ 36,606	△ 44,489	△ 52,138	△ 54,930
特別利益			(F)						
特別損失			(G)						
特別損益			(F)-(G) (H)						
当年度純利益（又は純損失）			(E)+(H)	△ 20,191	△ 28,071	△ 36,606	△ 44,489	△ 52,138	△ 54,930
繰越利益剰余金又は累積欠損金			(I)	△ 20,594	△ 48,665	△ 85,271	△ 129,760	△ 181,898	△ 236,828
流動資産			(J)	9,354	9,535	9,800	9,990	10,183	10,371
うち未収金				748	763	784	799	815	830
流動負債			(K)	37,867	35,829	30,405	26,873	22,789	23,532
うち建設改良費分				37,172	35,134	29,710	26,178	22,094	22,837
うち一時借入金									
うち未払金				695	695	695	695	695	695
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×100）				-70%	-172%	-309%	-485%	-702%	-943%
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額			(L)						
営業収益－受託工事収益			(A)-(B) (M)	29,259	28,333	27,607	26,730	25,928	25,126
地方財政法による資金不足の比率			((L)/(M)×100)						
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額			(N)						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額			(O)						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模			(P)						
健全化法第22条により算定した資金不足比率			((N)/(P)×100)						

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

区分 ＼ 年度			令和5年度（決算）	令和6年度（決算見込）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債	102,000		82,100	80,600	77,400	89,500
		うち資本費平準化債						
		2．他会計出資金		11,500	21,200	13,200	5,300	
		3．他会計補助金			1,090	460	588	70
		4．他会計負担金						
		5．他会計借入金						
		6．国（都道府県）補助金						
		7．固定資産売却代金						
		8．工事負担金						
		9．その他		20,000				
		計 (A)	102,000	31,500	104,390	94,260	83,288	89,570
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
		純計 (A)-(B) (C)	102,000	31,500	104,390	94,260	83,288	89,570
	資本的支出	1．建設改良費	110,747	6,140	83,190	81,060	77,988	89,570
		うち職員給与費						
		2．企業債償還金	49,291	49,890	52,451	50,176	48,015	45,013
		3．他会計長期借入返還金						
		4．他会計への支出金						
		5．その他	1,341					
		計 (D)	161,379	56,030	135,641	131,236	126,003	134,583
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			59,379	24,530	31,251	36,976	42,715	45,013
補填財源		1．損益勘定留保資金	25,611	24,530	23,787	29,617	35,689	42,488
		2．利益剰余金処分額	33,768					
		3．繰越工事資金						
		4．その他			7,464	7,359	7,026	2,525
		計 (F)	59,379	24,530	31,251	36,976	42,715	45,013
補填財源不足額 (E)-(F)								
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)			411,893	406,003	435,652	466,076	495,461	539,948

○他会計繰入金

区分 ＼ 年度		令和5年度（決算）	令和6年度（決算見込）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支分		70,022	30,350	29,660	37,020	44,580	47,230
	うち基準内繰入金	35,011	30,350	29,660	35,000	35,000	35,000
	うち基準外繰入金	35,011			2,020	9,580	12,230
資本的収支分			11,500	22,290	13,660	5,888	70
	うち基準内繰入金			1,090	460	588	70
	うち基準外繰入金		11,500	21,200	13,200	5,300	
合計		70,022	41,850	51,950	50,680	50,468	47,300

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債	78,600	86,600	75,800	83,000	71,700	80,600
		うち資本費平準化債						
		2．他会計出資金						
		3．他会計補助金	837	460	603	491	670	352
		4．他会計負担金						
		5．他会計借入金						
		6．国（都道府県）補助金						
		7．固定資産売却代金						
		8．工事負担金						
		9．その他						
		計 (A)	79,437	87,060	76,403	83,491	72,370	80,952
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
		純計 (A)-(B) (C)	79,437	87,060	76,403	83,491	72,370	80,952
	資本的支出	1．建設改良費	79,437	87,060	76,403	83,491	72,370	80,952
		うち職員給与費						
		2．企業債償還金	37,172	35,134	29,710	26,178	22,094	22,837
		3．他会計長期借入返還金						
		4．他会計への支出金						
		5．その他						
		計 (D)	116,609	122,194	106,113	109,669	94,464	103,789
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			37,172	35,134	29,710	26,178	22,094	22,837
補填財源		1．損益勘定留保資金	37,172	35,134	29,710	26,178	22,094	22,837
		2．利益剰余金処分額						
		3．繰越工事資金						
		4．その他						
		計 (F)	37,172	35,134	29,710	26,178	22,094	22,837
補填財源不足額 (E)-(F)								
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)			581,376	632,842	678,932	735,754	785,360	843,123

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		41,990	40,650	37,670	34,850	33,350	34,690
	うち基準内繰入金	35,000	35,000	35,000	34,850	33,350	34,690
	うち基準外繰入金	6,990	5,650	2,670			
資本的収支分		837	460	603	491	670	352
	うち基準内繰入金	837	460	603	491	670	352
	うち基準外繰入金						
合計		42,827	41,110	38,273	35,341	34,020	35,042